無線設備	占有周波数帯幅の許容値	旧無線設備が送信する周波数	条件に適合するものとみなす周波数
旧設備規則第四十九条の六の九に規定する無線設備	五MHz	一、九二四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二一・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
	一〇MHz	一、九二九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
	一五MHz	一、九三四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三〇・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
	二〇MHz	一、九三九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
旧設備規則第四十九条の六の十三に規定する無線設備	五MHz	一、九二五MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二一・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九二四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	
	一〇MHz	一、九二九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九三〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	
	一五MHz	一、九三四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三〇・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九三五MHzを超え一、九八〇MHz以下	
		一、九四〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	
	二〇MHz	一、九三九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九四〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	
		一、九五〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	

3　第一項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であって、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の六の十二に係る四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（新設備規則別表第二号第12の6の(2)及び(3)の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。この場合において、同条第一項第三号ハ(2)中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」と読み替えるものとする。